

## 総務文教委員会記録

○開催日時

平成26年1月28日 午前9時59分～午前10時46分

---

○開催場所

第3委員会室

---

○出席委員（7人）

委員長	福元光一	委員	成川幸太郎
副委員長	徳永武次	委員	下園政喜
委員	杉藪道朗	委員	森満晃
委員	川添公貴		

---

○その他の議員

議員	橋口博文	議員	持原秀行
議員	川畑善照	議員	谷津由尚
議員	永山伸一	議員	帯田裕達
議員	井上勝博		

---

○説明のための出席者

教育部長	中川清	文化課長	岩元ひとみ
教育総務課長	鮫島芳文		

---

○事務局職員

議事調査課長	道場益男	議事グループ員	上川雄之
課長代理	南輝雄		

---

○審査事件等

調査事項	所管課
東郷地域小中一貫校施設整備事業について	教育総務課
川内文化ホールの整備工事期間の変更について	文化課

---

△開 会

○委員長（福元光一）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△東郷地域小中一貫校施設整備事業について

○委員長（福元光一）それでは、東郷地域小中一貫校施設整備事業についてを議題といたします。

まず、当局の説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）それでは、総務文教委員会資料に基づきまして、東郷地域小中一貫校施設整備事業の土地に関する事項について御説明を申し上げます。

まず、資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

現在、東郷地域小中一貫校予定地といたしまして、以前も説明をいたしました、薩摩川内市東郷町斧渕字平上水流に、約8.6ヘクタールの用地取得と、土地開発の事前協議を進めているところでございます。

一定の大規模な土地取引につきましては、資料の3ページをごらんいただければと思いますけれども、3ページの3段目のところにありますが、農地法に基づく農地の転用の手続、それから次の段の文化財保護法に基づく届出、一つ飛びまして景観法に基づく届出、それと次の森林法に基づく届出または許可、そしてその下にあります都市計画法に基づく開発許可等を受ける必要がございます。

次に、1ページをお開きいただきたいと思えます。

特にこのページに記載してあります法的な手続につきましては、国や県の許可を得る必要がございます。現在の手続状況を御説明を申し上げたい

と思います。

1の(1)の農地法による農地転用につきましては、買収を予定しています約8.6ヘクタールの敷地内に、農地が約5.2ヘクタール含まれておりまして、4ヘクタール以上の場合は農林水産大臣の許可を必要とすることから、九州農政局との協議が必要となっております。昨年農地転用の事前の協議を行っておりまして、事前の協議の段階では、おおむね国のほうの了解を得られておりますが、今後、造成測量設計や基本計画作成の全体計画がまとまり次第、本協議を行うこととしております。

(2)の都市計画法による開発許可につきましては、敷地の造成等の開発が1ヘクタールを超えることから、鹿児島県知事の許可を必要といたします。これにつきましても、雨水対策や調整池等の整備について、県土木部及び出先機関との協議を行っているところでございます。

また(3)の森林法による林地開発につきましては、4ページの図面にもありますとおり、先ほど説明いたしました赤線部分の用地取得を予定している土地について、過去に地権者がトラクターミナルの整備の林地開発の許可を、4ページにあります青い線で、受けております。1ページの(3)のところを見ていただければと思いますけれども、新たに学校施設の整備を行うに当たりましては、この許可を現地権者が取り下げる必要があります。その条件といたしまして、県においては、森林の機能回復または土砂の流出防止等の防災対策が条件とされておりまして、これにつきましても、現在、県環境林務部と協議を行っているところであります。

それでは、林地開発許可の廃止及び土地取得に向けたスケジュールにつきまして、2ページによりまして御説明を申し上げたいと思えます。

真ん中の地権者と書いてある欄があると思えます。地権者は、市の土地購入を前提に、2月以降にトラクターミナル整備の林地開発許可の廃止届を県に提出していただきまして、地権者がみずから、県から指導のありました森林機能回復か、もしくは防災対策として沈砂池等の整備を行い、その後に県が、現地が県の指導どおりに整備されているかの確認を行いまして、5月までには林地開発許可の廃止届の承認を県からもらえるようにというふうに考えているところでございます。

この間に、市といたしましては、右側に記載のとおり九州農政局に農地転用の事前協議、本申請に向けての事前協議を随時行い、県土木にも開発行為の事前協議を引き続き行う必要がございます。そして、できましたら、早ければことしの6月議会に、小中一貫校予定地の財産取得に関する契約議案を上程しまして、可決後に地権者との土地売買契約を締結したいというふうに思っているところでございます。

また、小中一貫校整備に当たりましては、その後に農地転用の申請、それから開発許可の申請、そして林地開発につきましては、自治体の場合は民間と違いまして許可制の適用除外となっておりますので、県との連絡調整を行いまして、全ての許可等を受けることによりまして土地売買契約が成立し、その後に市のほうで所有権移転を行って、地権者に用地費を支払う行為を、遅くとも来年の2月までには終わらせて、平成27年度、次年度に臨みたいというふうに考えております。

なお、このスケジュールにつきましては、手続が順調に進んだことを想定して作成しているものでございますので、説明いたしましたとおり、用地の取得を平成26年度中に行うために、当初予算に土地購入費を、現在要求している状況でございます。

なお、現在発注しております基本計画の策定業務委託及び造成測量設計業務委託につきましては、国県との開発許可等の事前協議が完全に調っていないことから、現在では明確に、まだ流動的で変更が出てくるので、鋭意策定中ございまして、完全に協議が調った段階で、はっきりとした段階で、また後日、ほかの場面で御説明を申し上げたいというふうに考えているところでございます。

以上で、教育総務課分についての御説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** 今後の流れは、おおむねここ1年の分に関してはわかるんですけど、この予定表でいくと、順当にいつ平成27年の2月ということは、平成26年度末で支払い完了ということになるわけで、支払い完了後でないで造成工事等も入れないんじゃないかと思うんですが、そ

の辺の調整等はどうなるのか。それから、造成が仮に、私の思っている範囲では1年おくれるというような感じなので、その後の計画変更はどのようになるのか。その大きく2点、とりあえず教えてもらいたいと思います。

**○教育部長（中川 清）** これまでの経緯を少し説明をさせていただきますと、再編協議の基本方針を策定しました段階、平成22年12月の段階では、一応の目途としましては平成27年度ということで考えておったわけですが、その後の震災の関係もありまして、この平成27年度の開校を目指すという部分については極めて難しいということで、これまで本会議等でも、教育長等で説明をしていると。地域の皆さん方にも再編の協議会の中でも説明をいたしております。ですから、具体的内容等については、いわゆる平成27年度中の開校というのが難しいということを申し上げましたが、その後の開校の予定というのは、具体的には説明はいたしておりません。結果としまして、今後この作業手順を踏まえながら、新たな整備の考え方というものを議会のほうにお示しすることになります。

一方では、大きな要素としては二つありまして、1点目が、今、課長のほうから説明しました、いわゆる法的な手続関係をしっかりとクリアしていくというのが1点ですね。もう1点については、これが予定どおりいった場合、今、委員のほうから御質問ございました整備スケジュールにつきましては、全体の財政フレームを考慮した上で今後検討する必要があるということでございますので、今の段階でこれ以上の予定については説明ができないというところでございます。以上です。

**○委員（川添公貴）** 当然、財政フレームというか、財政運営プログラムに沿った形で準備をしていかれるだろうとは思いますが。ちょっと、前話した合併特例債が平成31年で切れるわけで、合併特例債を使う予定ではあるだろうとは思いますが、じゃあその合併特例債の起債の最終年度までにずれ込む可能性があるのか。その財政フレームができていないから何も答えられないということ、現段階でおっしゃっているんですけど、じゃあ先の見えない話を地元でできるのかと言ったときに疑問符がつくんであって、ある程度筋書きが必要だろうと思いますよね。

例えば整備に1年、それから校舎建設に2年、

合計3年は最低必要だろうと、そういう形の中で、財政フレームをどうつくっていくかという腹案が現段階でないと、平成31年の合併特例債の県の許可申請というのにはできないだろうと思うので、できれば平成29年開校ではないだろうかとは予測はしてたんですけど、そこも揺らぐという方向性で見てもよろしいですか。

**○教育部長（中川 清）** まず、財政フレームの考え方といいますか、当然に合併特例債総額の議論というものも必要になってまいります。予定をしている事業、当然この東郷地域の施設整備事業についても、そういう考え方があるわけですが、全体の合併特例債のフレームの中で、どの事業を優先して整備をするのかという議論が、まず先に立ちます。

ですから、今、委員のほうからおっしゃいましたこのスケジュールの中で、東郷地域の小中一貫校整備事業の事業を、その平成31年度までに全部終わらすのか、それはフレームの問題もありますし。もう1点は、合併特例債というものを仮に使わなかった場合については、いわゆる義務教育債の、ほかの起債というものもごございますので、そういったものまで検討するのか。この二つについては、今、先ほど申し上げましたとおり、全体の財政フレームの中で議論をしていくことになる。

当然私どもは担当課でございますので、今、委員がおっしゃいますように、平成31年度までの合併特例債の起債のフレームの中で、ぜひ開校のほうはさせていただきたいというものは、予算要求等を通じて述べていきたいというふうには考えております。以上です。

**○委員（川添公貴）** じゃあ角度を変えて。今のその財政フレームについて、その形に添った形で粛々と事を準備していかれるだろうというのは十分理解しなきゃならないだろうとは思いますが。理解してるかどうかは別ですよ。その中で、じゃあ教育委員会として、学校教育上の総枠のフレームですね、東郷地域の学校教育をどうするのかというのが大きく関連してくると思うんですよね。この学校問題について連動してると思うので。その辺の形はどのような形で考えていかれるのか、考えようとされるのか。

結局一つの例が、平成26年度いっぱいの特認校廃止になって、山田はもう特認校生が今年度で

いなくなる。藤川小学校だけが1カ所、特認校制度が残るわけなんです。じゃあその辺の、東郷地域学校全体の教育のフレームと、小中一貫校の整備状況のフレームをどう連動させていかれるのか、そこら辺も必要だと思うんですよ。その辺をどう考えていらっしゃるのかお聞かせ願いたい。

**○教育部長（中川 清）** 特認校の制度につきましては、平成22年12月につくりました基本方針の中で、今ほどおっしゃいましたとおり、これは全市的に、特認校制度は平成26年度で終了するというのをうたってございます。これを踏まえまして、これまで閉校等をされてきたところもございまして。ことしの3月には湯田が、来年の3月には吉川小学校が閉校すると、いずれも特認校制度がなくなるというようなことも踏まえての御決断だったというふうにご考えております。

ですから、ここの部分につきまして、一応、教育委員会の方針としては、平成26年度に特認校制度が終了するというようなことは持っておりますが、今後その東郷地域について—先ほども申し上げましたとおり、一方では、いわゆる当初策定をした中での一貫校整備のことも、この基本方針の中でうたっているわけですので、そこの整合性というものは、今後、整備のスケジュールあわせまして、どういったものがいいのか。これはまた地域の皆さん方から当然、こういった財政のフレームあるいは整備の手順とかいったものを説明する時期が来るとお思いますので、そのときに地域の皆さん方と協議しながら、場合によっては平成26年度の特認校制度を—名前自体をどういうふうにするのかというのがありますが、違う方策で東郷地域について継続するのかどうかというのは、あわせて検討するということになると思います。

もう一つは、全体の財政フレームの中では、平成27年度中までに耐震化の整備というのは終わるようになってございます。ただ、東郷中については、この一貫校の整備もありますので、それを少しおくらせて整備をしたいというふうにご考えておりますので。ほかの全体的な教育予算の整備については、教育委員会としましても、この一貫校の整備があるというものを念頭に置きながら、整備のほかの事業の調整もやっておりますので、そういったことも今後フレームの中では、私どもの意見として述べていきたいというふうにご考えております。

○委員（川添公貴）わかりました。結論として、小中一貫校の建設が中心核にあるということで理解した上で、特認校制度を含めて十分検討して、住民の声を反映していただけるという結論で理解していきたいと思います。そのように話めしたいと思ひますし。

ちよろつと気になつたのが、平成31年度の合併特例債の、締め切りというか発行期限があるのを標準とされるかどうかというのは、もうここでは聞きませんので。できれば平成29年度、早い時期にそういう体制ができればなという思ひは——やるからには早くしたほうが、住民の方々の意見も十分反映されるだろうと思うので、今後、連絡協議会と密に、頻繁に話し合ひをしていただいて、特に心配されている特認校制度——ほかもろもろがちよつとあつたので、それはあえて言ひませんけど、解決していくように、ぜひお願いしておきたいと思ひます。以上です。

○委員（杉菌道朗）先般、総務文教委員会において現地調査がありました。私はちよつとその場に所用で出席できませんでしたので、現地を案内された中で説明があるあつたんだろうなと思ひますが、聞き及んでおりませんので、1、2点教えていただきたいと思ひます。

この地図を見てお話をしますけれども、今、設計のほうの、測量造成設計、されている状況下でありますけれども。この地図の右下のほうに、山が一部残っている部分がありますけれども、ここは平地にされるのか。それに伴う、この土砂、これはシラスかなと思ひますけれども、その利用のあり方、それから一部ため池と見られるような部分もありますけれども、ここあたりにもそれを活用されるのか。全体的なこういう整備、土地に絡んではどういふふうになつていくのか、そこをちよつとお示しをいただきたいと思ひます。

○教育部長（中川 清）4ページの資料、横のほうに見ていただいて、今、御質問があつたのかなというふうに考えております。再度、これまでの状況を、先ほど課長が説明したんですが、もう少し詳しく説明させていただきますと、この4ページの青線の部分については、今の地権者の方が林地開発の許可をお受けになつております。私どもは、その青の中の内赤線の約8.6ヘクタールの部分について、開発行為の手続をしたいというふうに考えておりますので、残りました、

青から赤を引いた残りの土地についての林地開発の廃止届を——ここはトラックターミナルの整備をされるという現況で建てられたんですが、その後、いわゆる調整池等に費用がかかるということで、現況はこういうため池と田んぼに直されて、今、県のほうの了解をいただいている状況と。これを一旦、トラックターミナルの整備を廃止をして、そして赤の区域について、開発行為上の手続をするということになります。

現在は、この8.6ヘクタールのうち、いわゆる校舎部分で利用する土地と、それからここを造成する場合には調整池が要ります。三つため池があるんですが、一番下のほうの、今、ため池がありますが、ここが恐らくそういった候補地になつてくると思ひますけれども、そういった調整池の用地でありましたり、あるいは連絡の道路の問題、そういった切り分けを、今しております。今現在そういった造成計画をつくっておりますので、今、委員のほうから御質問がありましたものについては、そういった具体の配置、造成計画ができた段階で再度説明をしたいというふうに考えております。そこまで、今現在のところ至っております。

簡単に言ひますと、先ほど課長が説明しましたとおり、赤から青から除いた部分について、地権者のほうの手続が完了してから、次のステップのことを考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（福元光一）ほかにござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、東郷地域小中一貫校施設整備事業についてを終わります。

△川内文化ホールの整備工事期間の変更について

○委員長（福元光一）次に、川内文化ホールの整備工事期間の変更についてを議題といたします。

まず、当局の説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）川内文化ホール整備工事期間の変更について御説明いたします。

本工事につきましては、さきの12月議会にお

きまして御説明をいたしております。昨年8月の建築基準法施行令の改正に伴い、天井脱落対策の規制が強化されたため、当初の予定を変更しまして、新しい基準に適合する追加工事費1,400万円の補正予算措置と、繰越明許の御承認をいただいたところでございます。

なお、変更後の工事完成は、市制10周年記念式典等を考慮し、9月末を予定しておりました。今回の工事期間の変更につきましては、昨年12月10日に建築基準法施行令等の告示を具体的に説明する技術的指針の講習会が開催され、そこで具体的な説明を受け、再度検証をしたところ、工事着手が当初の6月から若干おくれるおそれが出てまいりまして、あわせて工事期間も長くなる見込みとなったために、10周年記念式典までには工事が完了しないおそれがあるとの判断に至り、今回、工事期間の見直しをせざるを得ない状況となったものでございます。

このため、工事期間につきましては、本年10月の記念式典終了後、10月20日から平成27年3月末までと変更させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（杉藪道朗）** 状況は理解できました。建築基準法の改正に伴う規制の強化に対応するための工事で、やむを得ない工事延長というふうには理解いたします。

既に課長の耳にも入っていると思いますけれども、文化ホールをお借りされて、もろもろ事業計画をとられていた方々が、この工事の変更に伴い、みずからのいろいろな行事を、日程等を変更せざるを得ないという状況下が生じたということで、個別にもいろいろ相談をお受けをしたところでございます。

やむを得ない事情かというふうには思いますけれども、当然その場合においては、借りられる予定の方々に対しては懇切丁寧な説明があったようにも聞き及んでおりますけれども、ある意味少し理解の差があったりして、大変、憤慨と言ったらあれでしょうけれども、そういう声もお聞きしたところでございます。特に一つの団体ということ

じゃなくして、ほかにも、借りてらっしゃる方からもそのような声があったようにも聞いておりますので、やむを得ない事情とは思いますが、そこあたりしっかりと事情説明、ある意味理解を得ていただく、また努力をしていただければというふうに思います。

あわせて、でき得るならば、当ホールを利用される、そういう計画の方々には、それに見合うようなほかの施設の御紹介とか、こういうところも、それもあったというふうには聞いておりますけれども、少しそういう御示唆もあって、配慮がもう少しあればよかったのかなというふうに思いますので。今後も、この文化ホールにかかわらず、行政のこういう施設に関しての改修に絡んで、当初予定していたそういういろいろな講演会ないし行事等々が、やむなく予定変更せざるを得ない——当然相手もあることでしょうし、講師の先生方をお呼びしてということも言われましたので、多方面に少し影響が出るところでございますので、十分配慮しながら対応方をお願いしたいというふうに思うところですが、いかがでしょうか。

**○文化課長（岩元ひとみ）** おっしゃるとおりでございます。文化ホールにつきましては、1,200人収容する、薩摩川内市内におきましては唯一の施設でございます。大きな催しをされる場合には、文化ホールの1,200人収容というのはほかにはないものですから、御利用いただいている方たちには多大な迷惑をかけたように思っております。

ホールの予約につきましては、1年前に仮予約という形をとりまして、半年前に本申請をさせていただくようになっております。仮予約の時点で、今、委員のほうからもありましたように、講師の方々とか、事業の規模とか、十分に計画をされて申し込みにされております。

今回このように、建築基準法の施行令の改正ということで、団体でいきますと15件ほど仮予約が入ってございました。そのわかった時点で1件1件に必ずお電話を差し上げまして、連絡を差し上げました。当然のことに、もう予定をされておりますので、多方面に影響が出るというお言葉もいただいております。こちらのほうにしましても事情をお話ししまして御理解はいただいたところですが、やはり1,200人という収容のイベントにつきまして、じゃあ500人から600人の

収容でいけるかというようなこともございまして、次年度に送るとかというようなこともその場でお話をされまして、御意見も伺ったところですが、とにかくこちらのほうも事情をお話ししまして、個別に御理解はいただいたと考えております。

今後につきましても、今後このようなことはないと考えておりますが、一つ一つきちっと押さえていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○委員（杉藺道朗）** ありがとうございます。市民もしくは市外の方々が有効利用される大事な施設でございますので。対応としては十分対応していただいたというふうに思いますけれども、少し誤解された部分もあったようにも聞き及んでおりますので、今後はそういうことがないようにということで取り組んでいかれるということでございますので、よろしく願いしておきます。以上です。

**○委員（成川幸太郎）** 関連しまして、やっぱし、今回この変更された期間についてですよ。仮予約を受けてる期間外のところに設定するということはできなかったんでしょうか。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 当初、6月から9月は工事期間と設定しておりましたので。それを10月20日から、明けて3月に変更いたしましたので。当然その6月から9月に移ることは可能ではあるんですが、やはり1,200人収容のイベントとなりますと、やはり簡単に前のほうに移動することが難しいという主催者側の御意見でございました。逆に、講師、出演者等のスケジュールの調整というのが非常に難しいようにお話されてまして、そちらにつきましても本当に申しわけなかったなというふうに、こちらとしましては、お聞きしながら感じておりました。以上でございます。

**○教育部長（中川 清）** 前に引き寄せるというのは、今度は逆に予約も入ってますし、技術的に難しいというのが1点ございます。後ろに延ばすというものについては、これは平成25年度の、平成26年度への繰越事業になるものですから、この繰越明許事業については、3月31日までの完工というものが出てまいりますので、締めを3月31日までに終わらすということ逆算したときに、このスケジュールにならざるを得なかったということで。できるだけ3月31日を外さな

いためのスケジュールを逆算したときに、10月20日というものが出てきたということで御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

**○委員（成川幸太郎）** そういう事情もあるんでしょうけど、やはりそういう施設を提供する立場として、お客様ということを先に考えなきゃいけないわけだ、借りる人。そこら辺のところはやはり対応できなかったのかなと、それがやはり、杉藺委員からもあったように、いろいろな人に苦情になって、市の対応ということで苦情をいただくということになったと思うんですよ。

最初が、電話1本でさっと、キャンセルしてくれということだったということで、後からもう一回詳しく説明聞いたら理解したんだけど、最初の対応が非常に、電話1本でもうキャンセルしてくれということだったというようなことも聞いてますので、最初からやはり近くの方だったら説明に行くとか、電話で早くしようということはあったんでしょうけども。やはり使われる方の状況も考えながら、今後やはり対応していただきたいなと思います。

**○委員（川添公貴）** 工期の延長に伴って、繰越明許を一応組んであるんですが、建設基準法の施行令の改正による延期ということを踏まえると、工事内容の変更があったらと推測するんですよ。そうすると、工事費の変更等はないのかどうか。当初この改正を見込んだ設計をしてあるのかどうかによるとは思うんですが、改正による延期なので、今後、工事設計変更があるのかどうか、金額変更があるのかどうか、まずはそこ聞きたいと思います。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 当初、工事費につきましては5,200万円の予算計上しておりました。建築基準法の改正が8月にございまして、見直しの中で追加工事費を1,400万円、12月の補正で措置をしておまして、合計6,600万円の工事費の中で、今回、12月10日の具体的な指針等を踏まえて、その工事費の中で執行できるということで、工事期間のみ、ちょっと延長にさせていただくということでございます。

**○委員（川添公貴）** わかりました。6,600万円の範囲内で済むということで、追加工事がないということ、追加の支出がないということで説明を受けたので、わかりました。決算

をしっかりと見たいと思います。追加事業がないかどうか。確約されたので。

それから。いや、必ず設計変更はあるはずなんです。途中で、今度。一つの例が、国土交通省が一般管理費の増額をするようにということが一つ。それから、下請、一次請、二次請の方々の管理費をきちっとするようにということで、国土交通省が今度省令を出すはずなので、絶対変更があるはずです。

それはいいとして、つかぬことを聞きますけど、国文祭のはんやのプレ大会が、どこかこの付近に入ってませんでした。大丈夫でしたっけ。

**○教育部長（中川 清）** まず、先に設計変更のことをおっしゃいましたので。これは設計変更はあり得ます。当然ですね。あり得ますが、6,600万円の中で対応が可能だということで、設計変更に伴って、当然、工期変更も出てまいるわけですから、予算上は6,600万円です。今、決算でというふうにおっしゃいましたが、繰越明許の部分については補正ができませんので、必ず6,600万円の範囲で終わらせないと、また議会で大変御叱責をいただくことになりますから、そこは十分、建築住宅課のほうとは調整をした結果で、本日、報告をしているというふうに考えております。

それから、国文祭のものについては、はんやについては当然屋外でされるわけですので、そういった影響は出てまいりませんが、ジュニア大会等について影響が出てくる、あるいはもう一つ大きなイベントとしては、平成27年の成人式の対応というものが出てまいりますので。この二つについては、ジュニアの大会については会場をほかに移す、当然、成人式も会場を移すもの、それから分散開催等の検討も今後していく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

今、大きなイベントで、市のほうの主催事業で影響があるというのは、今ほど言いましたはんやジュニア大会と平成27年の成人式が、一番大きな調整項目になっていくというふうに考えております。

**○委員（川添公貴）** 成人式も聞こうとは思ってたんですけど、アリーナでしやれば。もう今から提案しておきますから。駐車場は広いし、あそこは暴れても、少々花火を上げようが何しようが構わんぞと、アリーナぐらいでやればいいのかなど

思うんですけど。

わかりました。工事費については楽しみにしてしますので、よろしくお願ひします。

**○委員長（福元光一）** ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（谷津由尚）** 済みません。今、説明をお聞きしまして、当初、ことしの10月から来年の3月まで仮予約をされていた方々には、ここに書いてあるような、工事の内容を再検討した結果、工事期間の変更を決定したという説明をされたということなのですが、実際、内容的には、工事期間が1カ月延びてるのと、もう一つ、工事の着手時期が約5カ月シフトしてるんですよ。そこまでの理由はきちんと説明されたのか、もうちょっと具体的に教えてください。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 工事期間の延長のことでお話をする中で、利用予約をされた方に説明をされたかという御質問だと思いますが、仮予約が入ってらっしゃる方にお電話を差し上げたときに、当然この工事が入りまして、この期間に工事が入りますと。使用することが非常に難しくなってきましたという中では、工事のことに関連しまして、文化ホールの建築基準法施行令の関係は触れております。触れて説明をいたしております。ただ、詳細に、事細やかなことは申し上げてはおりませんが、当初の工事期間がこの工事期間でしたけれども、建築基準法施行令の変更がございまして、設計の変更等が重なりまして、工期のほうを見直すことになりまして、御予約をいただいている日に工事が入ることになりましたのでということで御説明はいたしております。

**○教育部長（中川 清）** 御意見のとおり、当初の部分から工事期間が少し長くなっております。これは、先ほどの繰越明許の関係等、影響するんですが、必ず3月31日までに終わらせなくてはいけないということがあるものですから、今回の変更については当初のものより少し余裕を持っています。これをしないと再繰越が——この制度上、平成25年度からの繰越ですので、できません関係で、工期が長くなっている。ただ、そういった内容の細かいところについては、仮予約をいただいた団体の代表者の方には説明はしてないということにはなりますが。一定の、この3月



31日までに必ず終わるように、10月20日というのは既存の予約の状況等を見ながら、最大限、建築住宅課のほうと調整した結果でございますので、その点については御理解いただければというふうに考えております。

○議員（谷津由尚）その点は理解をしています。工事期間が1カ月延びるのは、これはもう理解しました。

先ほど言いましたように、工事のスタート時期が約5カ月後ろにずれるという、シフトしてしまうということに対しての具体的な—恐らく、説明されたのかな。それとも、6月2日から9月30日まででしたけど、10月20日からになりますというふうに言うと、何でそんなずれるんですかという質問が市民の方からきたと思うんですね。そのときにどういうお答えをされたのか。その結果、仮予約をされた方々は納得されたのかということをちょっと、最後の質問ですが、教えてください。

○文化課長（岩元ひとみ）今、議員の質問ですけども、工事の期間を変更するときに、今、御質問があったような内容を詳細には説明はいたしておりません。施行令の基準の改正がありましたということと、工事の期間につきまして、10月20日のほうに設定をさせていただきましたという二つのことについては説明をいたしました。今、議員のほうから出ましたような形での詳細の説明はしておりません。以上でございます。

○議員（川畑善照）繰越明許費で、平成27年の3月31日で仕上げなきゃならないということはよくわかるんですが、本会議で市長が、平成47年までこの会館を使うというような発言があって。現在50年たって70年になるんですね。そこまでの、これまでのこういう工事費の上積みと、さらに20年間をどのように考えていらっしゃるのか、どのぐらい見込まれていらっしゃるんですか。

○文化課長（岩元ひとみ）文化ホールにつきましては、今、議員のほうから言いましたように、70年というスパンで、耐震の構造につきましても結果をいただいております。10年で、現時点で約10億円ぐらいの予算を修繕費につき込む形で計画はしております。その中の一つが、この

天井改修でございます。以上でございます。

○議員（川畑善照）よくわかるんですけども、抜本的な改修をするために、やはり今後適地を見つけて、そして大規模な改造なり新築をすべきだと、私はそう考えるんですが。70年間使うすばらしい施設で、来られた芸能人や、何回か来られる方はびっくりされるわけですので、ひとつ十分納得のいく修繕をして、20年を立派になし遂げていただきたいなという感じがします。いずれにしても、計画が圧縮されているようで。大変、古い建物を70年というすばらしい期間を使われるんですから、立派につくり上げていただきたいなと思っております。以上です。

○議員（帯田裕達）1点だけ確認です。仮予約が15件あったと、先ほど課長がおっしゃったんですけど。その15件の中で、例えば講師を頼まれた会そのものもあるだろうし、費用弁償とかは何も話はなかったんですかね。例えば講師のキャンセルとかももちろんなさるだろうし、延期もなさるだろうし、そういった話は全然なかったわけですか。

○文化課長（岩元ひとみ）中には、今、議員のほうからありましたように、講師を呼ばれて計画をされている部分のこともお聞きしております。と同時に、イベントなんかでは芸能活動されている方の予約等も入っているのもございました。お話しする中で、一応まだ仮予約で、まだ事業自体の日程調整をしながら、予定を組んでらっしゃるようなニュアンスでおっしゃってましたので、今、議員のほうから出ました、費用弁償とかキャンセルの支払いとかという話は聞いておりません。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で川内文化ホール整備工事期間の変更についてを終わります。

△閉 会

○委員長（福元光一）以上で本日の日程は全て終了しましたので、これで総務文教委員会を閉会します。御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 福元光一